



活用業務届出書

東経企営第17-00002号  
平成29年4月19日

総務大臣

山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長

山村 まさゆき



日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

## 1. 業務の内容

### (1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、当社のIP通信網サービス、LAN型通信網サービス、専用サービス等契約者等に対して、以下の設備を用いた業務を行う。

#### ① 設備構成

当社のIP通信網（地域IP網及び次世代ネットワーク<sup>※1</sup>を含む。以下同じ。）とは別個に構築または調達するサーバ設備と必要に応じ以下を組み合わせた構成とする。

- i) 当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線
- ii) 当社が設置するゲートウェイ設備（以下「当社ゲートウェイ設備」という。）並びに各々の設備の間の県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。以下同じ。）等

本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

#### ② 提供する業務

当社サーバ設備の容量貸しの役務提供及び公募により調達したインターネット接続回線区間も含めた料金設定を行う。

また、IP通信網サービス契約者等に対して上記業務等を提供することを目的とする他の企業等（以下「他企業等」という。）にも上記の役務提供及び料金設定を行うものである。

これらの役務提供及び料金設定は全国において行うものである。

※1 総基事第14号（平成15年2月19日）及び総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「地域IP網」及び「次世代ネットワーク」とする。

## （2）主な業務の実施方法

（1）①に記載した設備を用いて、（1）②に記載した役務を当社のIP通信網サービス、LAN型通信網サービス若しくは専用サービス等契約者等または他企業等に対して提供する。

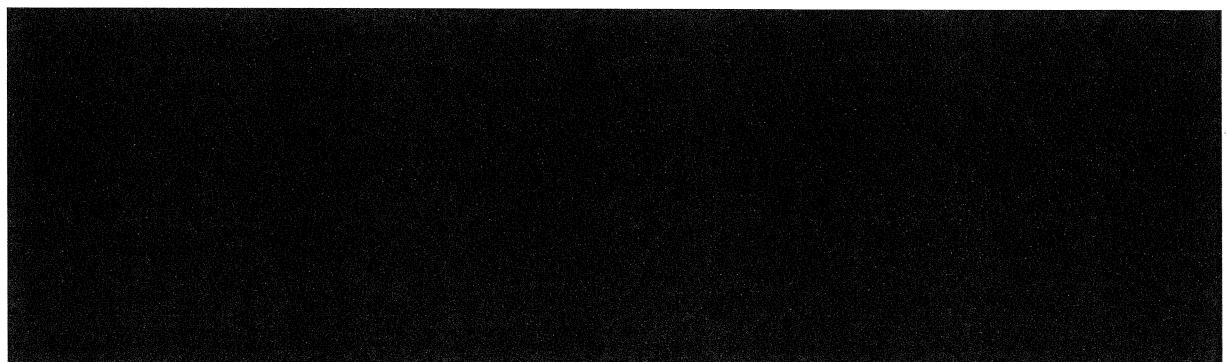
また、当社が構築または調達するサーバ設備は、（1）①のi) 及びii)に示した設備と接続するものであり、当社のIP通信網とは別個の設備であるとともに、当社のIP通信網固有の機能の利用は必須としない。

なお、本業務の提供にあたっては、お客様が用意した当社のIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、必要に応じて、他の電気通信事業者が提供する同様の通信回線を接続して利用することを可能とする。

## 2. 業務の開始の日

平成29年5月19日（予定）

## 3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

#### 4. 所要資金の額及びその調達方法

##### (1) 所要資金

##### (2) 調達方法

内部資金による。

#### 5. 業務を営む理由

I P 化・ブロードバンド化の進展に伴い、A S P 等のインターネットを活用した新たなサービスの拡大、無線端末・タブレット型端末の普及等により、情報通信サービスへのニーズの高度化・多様化が進む中、様々なサービスがクラウドを通じて提供されてきている。

企業や自治体等においては、災害に強い事業運営やサービス提供体制の確立に加え、資産スリム化、運用コスト削減を目的とした社内システム全体のクラウド化のニーズが多様化する中、既に多くの電気通信事業者等がホスティングサービスを提供している。

このような市場環境において、企業や自治体等からは、多様なアクセス回線を通じて利用可能なホスティングサービスの要望が高まっているところ、当社としても上記ニーズに対応したホスティングサービスを提供することにより、自治体または企業のB C P (Business Continuity Plan) の達成や、

“より高速で快適”、“安心・安全”、“簡単・便利”、“いつでもどこでも何でもつながる”情報通信環境の充実を図り、I C T 利活用の促進等に寄与する考えである。

#### 6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

##### (1) 設備

現在、I P 通信網サービス、L A N 型通信網サービス及び専用サービス等の提供業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備（ルータ）、端末系伝送路設備、端末系交換設備（ルータ）、各種サーバ設備。

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響ができるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がないように対処する考え方である。

なお、本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

(2) 技術

現在、I P通信網サービス、L A N型通信網サービス及び専用サービス等の提供業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、I P通信網サービス、L A N型通信網サービス及び専用サービス等の提供業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、サーバ設備、ゲートウェイ設備等の通信機器、県間伝送路等及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るI S P接続機能を利用したI S P事業者が提供するインターネット接続サービスであってI P通信網サービス契約者が契約したI S P事業者のもの並びに当社が公募により調達したインターネット接続回線を組み合わせて提供するものである。

このうち、本業務を提供する当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備は、当社のI P通信網、L A N型通信網及び専用回線等とは別個に構築または調達するものであって、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備との接続は、当社が提供するI P通信網サービス、L A N型通信網サービス及び専用サービス等のほか、必要に応じて他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、当該接続に必要なインターフェース条件については本業務の提供にあわせて適切に開示する考えである。

インターネット接続回線及び県間伝送路については、これらを調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施する。また、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供す

ることにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。

なお、L A N型通信網、専用回線等については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じている。

次世代ネットワークに関しては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示しているほか、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能<sup>※2</sup>の対応関係等についても公表し、他事業者が当社と同様のサービスを提供するにあたって参考となる情報提供にも努めている。

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款や技術参考資料等に規定している。

なお、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、当該事業者との間でその実現方法や利用条件等について誠実に検討・協議を進め、接続した場合には、当該接続条件を開示する等、引き続きオープン化の取組みを積極的に進めていく考えである。

以上の措置により、他事業者も本業務と同様の業務を提供することが可能であると考える。

※2 「網機能」とは、網の提供する働きのことという。以下同じ。

## (2) ネットワーク情報の開示

お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備との接続条件については、本業務の提供にあわせてインターフェース条件等を適切に開示する考えである。

なお、L A N型通信網及び専用回線等については、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。

次世代ネットワークに関しては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示しているほか、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能の対応関係についても公表し、他事業者が当社と同様のサービスを提供するにあたって参考となる情報提供にも努めている。また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加にあわせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

### （3）必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者から現時点において提供していない新たな情報へのアクセスに係る要望があった場合には、機微情報に配意しつつ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

なお、IP通信網、LAN型通信網及び専用回線等を構築しようとする際に必要となる中継光ファイバに関する区間ごとの芯線空き状況や、局舎コロケーションに関するスペースの空き状況等の情報を、他事業者向けに開示しており、他事業者との同等性は確保されているものと考える。

### （4）営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（平成28年6月30日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーオールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

#### (5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考え方である。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考え方である。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考え方である。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考え方である。

#### (6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務に用いる設備は、サーバ設備に、必要に応じて、ゲートウェイ設備及び県間伝送路等並びにインターネット接続回線を組み合わせるものであり、他事業者も提供可能なものである。

また、本業務の実施にあたっては、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備または当社ゲートウェイ設備との接続は、当社が提供するIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、接続に必要なインターフェース条件を適切に開示し、オープンな接続性の確保に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考え方である。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定していない。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合においては競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

#### (7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、県間伝送路及びインターネット接続回線調達の募集案内並びに社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

- ・県間伝送路及びインターネット接続回線調達の募集案内：

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになると不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

- ・社内文書・規程類等の一部：

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

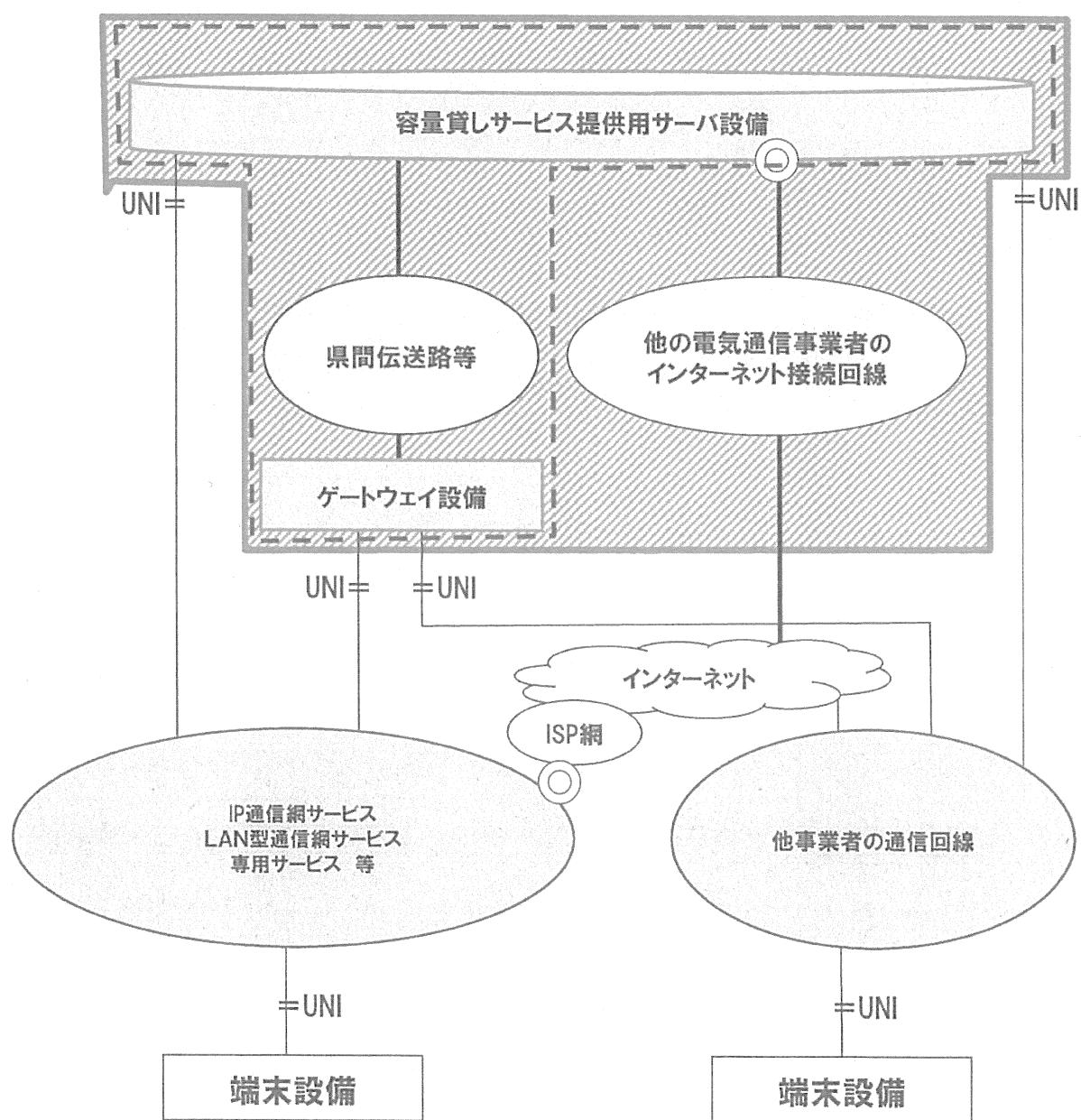
以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考え方である。

## 添付資料

1. 当社サーバ設備を利用した容量貸しサービスの設備  
概要
2. 収支算定・費用算定の考え方

# 1. 当社サーバ設備を利用した容量貸しサービスの設備概要

■ : 当社料金設定範囲      □ : 当社役務提供範囲



※UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース

## 2. 収支算定・費用算定の考え方

### 【収入】

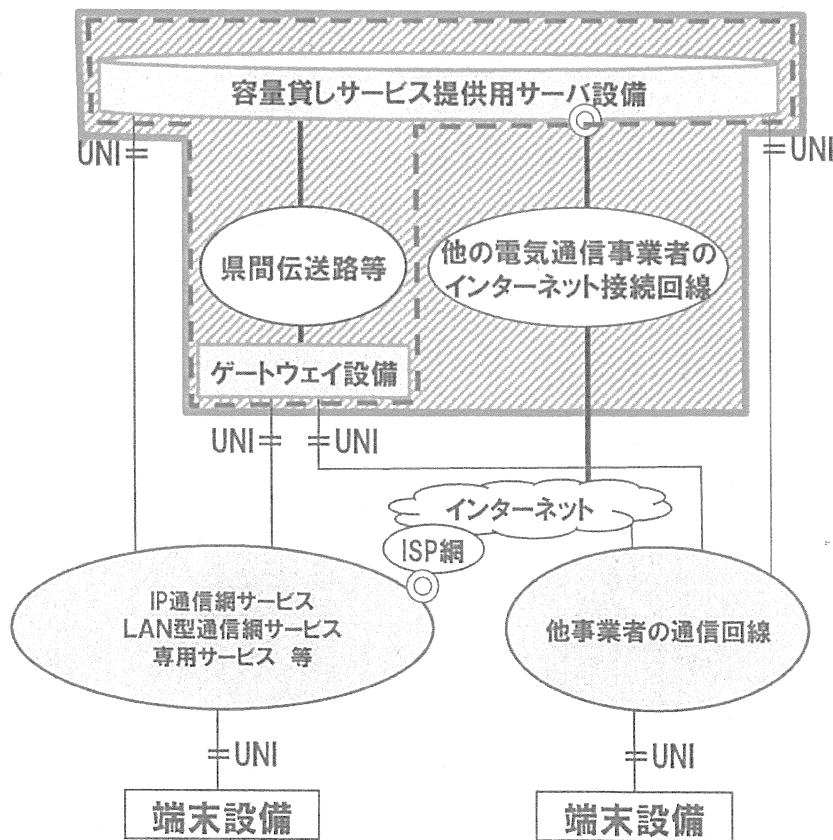
算定方法	
容量貸しサービスの料金額相当に需要数を乗じて算定	

### 【費用】

算定方法	
容量貸しサービス提供用サーバ設備及びゲートウェイ設備及び県間伝送路等	必要となる装置及び伝送路のコストを計上
他の電気通信事業者のインターネット接続回線	公募により選定した他事業者への支払いAC
営業費	対象サービスの提供に必要となる営業費

### 【収支対象範囲】

■ : 網掛部分が本活用業務の対象範囲



※UNI (User-Network Interface) … ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース